



Title	テューダー中期における教区教会と民衆
Author(s)	指, 昭博
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1985, 18, p. 45-65
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48006
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

テューダー中期における教区教会と民衆

指 昭 博

一

「イングランドの宗教改革は国家の仕事であつた⁽¹⁾」というのが、国制史的な立場での、従来のイングランド宗教改革史研究の主流をなす見方であつた。しかし、こうした見方からは、宗教改革が当時の社会や人々に及ぼした影響が軽視されがちであつたようにも思われる。「国家の仕事」であつたが故に、国王の交代に従つてめまぐるしく宗教体制が変化し、その混乱は、好むと好まざるとに関わらず、一般教区民をもまき込んでいった。教義の変更に理念のレベルに留まらず、具体的な教会のあり方をも変化させたのである。この点を無視して、宗教改革を国制史的な事件の連続に解消してしまうのでは、この変革の重要な側面を見落すことになるだろう。⁽²⁾

なかでも、エドワード六世とメアリの治世はその変動の振幅の大きさ故に、混乱を増大させたと思われるが、この時期に関する研究は手薄であり、治世に対する評価も否定的なものであつた。とりわけ、カトリックであつたメアリの治世に対しては「政治的には破綻し、精神的には不毛であり、経済的には無秩序で、知的には活力を失なつ

た」⁽³⁾という評価が一般的であつた。しかし、それ程までに否定的で混沌とした治世であつたならば、逆に、その混乱がもたらした影響を無視できないだろう。特に、いわゆる「エリザベスの解決」の重要性が強調されるならば、エリザベスが引き継いだ教会がどのようなものであつたのか、ということについての理解が必要となるだろう。

その混乱とは、何よりも教会の荒廃であり、変転する宗教状況の中で翻弄された下級聖職者や教区民の当惑であつたと言えよう。しかし、このような人々については、その行動の消極性・体制への服従的態度の故に、あまり注目されなかつた。確かに、殉教者や亡命者といった確信的プロテスタント達は、後のピューリタンへと連なつてゆく重要な存在ではあつたが、当時においては少数派であり、むしろ大部分の者は服従を選んだのである。このような人々に焦点を合わせてみれば、メアリ時代のまた別の側面が見えてくるだろう。

ただし、ここでは全ての問題を扱う紙数の余裕はないので、聖職者の問題は別稿に譲り、教区教会の状態とそれをめぐる教区民の対応を中心に考察し、当時の教会が抱えた問題が何であつたのか、また、それがメアリ時代のカトリック復活の企てをいかに規定していったかを考えてみたい。

二

いまだ強力な統治組織を持たなかつたテューダーの諸国王にとって、教区教会はあらゆる政策の実施の窓口であつた。宗教改革においても、司祭を通じてその時々 of 公的な教義が教化され、あらゆる面での国王への服従の義務が説かれた。当然、教区司祭は教区民の模範となることを求められていた。⁽⁴⁾ また、教区教会は教区民監視の有効な手段でもあつた。⁽⁵⁾ この点については、メアリ時代の女性の亡命者が次のように語っていることからもうかがえる。

「その頃、非常にきびしい布告が出て、⁽⁶⁾全ての者に教会へ行き、カトリックのやり方で秘跡を受けるように命じた。この布告の後、我々はもはや「ロンドンの」家を守ることができなくなった……我々がアントワープがインランドよりも安全であると考えたのは……そこには教区教会がなく……誰が教会へ来て、誰が来ないのかというところが簡単には知られ得なかったのです」⁽⁷⁾。

異端を見つけ出すにも、新しい教義を教化するにも、教区教会を把握することが不可欠であったと言える。もちろん、カトリック復活を目指したメアリやレジナルド・プールにとつても同様であった。プールの考えたカトリック復活の基本要件は、一五五五年に聖職者会議において彼が示した改革プログラムにうかがえる。すなわち、全ての司牧者はその会衆の所に存在すべきで、不在任者は厳罰に処し、複数の禄を兼任する者は直ちにひとつの禄に自制すべきである。全ての司祭は、その会衆を信仰の原則に従って教育し、説教の義務を果たし、慈善や教育のためにその収入の大部分を用いなくてはならない。また、未婚であるべきで、「^{シモノア}聖職売買の大罪」には厳罰が必要である等々⁽⁸⁾。当然、これらを実現するには、しかるべき聖職者と健全な教会組織が前提となるはずであった。そのためには、まず何よりも、一五五四年の布告によつて「全ての主教及び他の全ての〔教会に関わる〕人々は、全ての禄を受けたる教区の教区民と共に命令及び監督に従い、その任地において、司祭は礼拝のために担当教区を修復し……教会で常に挙行されるべき賞讃すべき真の儀式が、以後恒常的に挙行されるように」⁽⁹⁾と命じられているように、カトリック礼拝復活のために、エドワード時代までにプロテスタント化された教会を旧状に戻す必要があった。

二〇年間ものローマとの断絶の後に、ローマの権威を再確立しようとすることは、単なる「復活」というよりも、新たな「改革」であり、かなりの困難を伴うものであったと思われる。その困難を克服するためにも健全な教会

組織、しかるべき聖職者の存在がプールの改革の柱であった。それとともに、その改革を受け入れ、カトリック信仰への積極的な恭順を示す教区民もまた必要であったと言えるだろう。

三

それでは、メアリ即位以前に教会はどのような状況にあったのだろうか。イングランドでは、宗教改革は常に経済的な問題を教会に押しつけてきた。そもそも、ヘンリー八世の改革の動機のひとつは教会財産の没収という経済的要因であったし、教区教会レベルでも、教義の変更に従って礼拝のあり方が変わる毎に、教会内部の装飾や礼拝用具を変えねばならず、その費用が教区の負担となっていたのである。とりわけ、エドワード六世の下でのプロテスタント化の進行は、教会の様相を一変させた。聖像、祭壇、ルード・ロフト、壁画などが撤去され、壁画を除去した後の壁は白く塗られ、その上に聖書の言葉が書かれた。プリストルの聖メアリ・ラドクリフ教会ではこの過程で八ポンド以上の出資を余儀なくされた。⁽¹⁰⁾ 撤去されたものに代わって、聖卓、聖卓布、新たな祈禱書、エラスムスの聖書註釈などを購入しなくてはならなかった。

それ以上に、国王による教会財産の没収が、カトリック的残滓払拭の名の下に、一五四七年の寄進礼拝堂解散を経て、ノーサンバランド公による教区教会の財産没収にまで至った時、はるかに大きな打撃を与えることになった。当時の教会は、中世以来の長年に亘る教区民からの寄進によって、数多くの宝石類や高価な礼拝用具を備えている所も多く、しばしば、それは「地方の誇りと自慢の種」であり、教会は「キリスト教徒の信仰の博物館」のようなものですらあったと言われる。⁽¹¹⁾ そこで、深刻な財政難の解消を目的として、ひとつの聖杯と聖皿のみを残して、残

りの聖杯や聖皿、聖体容器、燭台、香炉、高価な祭服などが、もはや不用のものとして没収が命じられた。⁽¹²⁾ 没収の様子をロンドンの記録は「五月の初め、ロンドンの……全ての教会の櫃の中にしまわれていた全ての聖餐用具や貨幣が国王陛下のために収用された。それに祭服やコープも。それらは貨幣と並んで大した価値のものである」⁽¹³⁾と伝えている。この時ロンドンでは一六二ポンドの聖餐用具が没収された。⁽¹⁴⁾ 没収のはなほだしい例はブリストルにも見られる。聖ニコラス教会では、銀の十字架、銀食器、香炉、聖体容器、聖像牌など、銀で六九四オンス、その他に聖杯が七つで一七三オンスあったが、それら全てが奪われ、教会に残されたのは一番小さな一五オンスの聖杯ひとつだけであった。同様に、聖ユーイン教会からは二四九オンス分の礼拝用具が奪われ、やはり残されたのは聖杯ひとつだけであった。この時ブリストルの一四教区全体での没収総額は五二三ポンド一〇シリング八ペンスにのぼった。⁽¹⁵⁾

没収とは別に、プロテスタント化の進展に伴ない、教会財産を売却する教区もあった。ロンドンの聖ボトルフ教会では、それによつて六〇ポンド以上の収益をあげたが、それらも教区のために用いられることなく、国王に収奪されていった。⁽¹⁶⁾ また、教会の修理、維持、貧民救済の費用捻出のために売却せねばならぬ場合もあり、教会財産の売買を扱つて各地を巡る商人も存在したという。⁽¹⁷⁾

収奪は国王によるものばかりではなかった。混乱に乗じて、ジェントリを中心とした私的な略奪も横行した。エセックスの例を示すと、サー・ウィリアム・スタフォードなる者は、配下の者を使つて何箇所かの教会から鐘を十数個（総計二トン以上）も奪った。鐘は収奪の格好の対象となつたようで、他にも何例かが報告されている。最悪とされるのが、ホリングワースという者で、各地の教会から、しるめ製の器六〇個、一ガロン入りポット、焼き串、

現金などを奪い、その上、七頭の雌牛を「国王がお使いになるのだ」と称して奪った。また別の所でも、一頭の家畜（八八シリリングで売却）総額三ポンド以上の物品を略奪している⁽¹⁸⁾。

こういった教会財産の収奪の場合、略奪者の宗教的心情とはあまり関係がなかったようである。カトリック色の強いヨークでさえも、修道院解散の際に指導的市民は、信条的にはカトリックでありながら、この利益の獲得をためらうことはなかった。例えば、サー・ジョージ・ロウソンは「恩寵の巡礼」の時には蜂起を支持し、近隣の小修道院と協力するが、一度それが解散されるや、すぐにその修道院を獲得してしまった。同僚のカトリック信仰を持つ市参事会員達も、同様にヨーク周辺の修道院の土地を次々と買い取っていった⁽¹⁹⁾。彼らにとって、宗教的心情に基いて修道院解散を遺憾に思うことと、土地の獲得とは別の次元のことであつた。それは、メアリ時代に女王の下で働いた者でも同様で、異端追及の中心人物であつたリチャード・リッチは、エセックスだけで五五〇〇ポンドもの土地を入手したし、同じく二〇〇〇ポンド以上投資したウィリアム・ピーターは、メアリ即位後もその購入地を確実に自分の所有とするために心を砕いている⁽²⁰⁾。

こういった彼らの心情をよく示しているのが、ヨークシャの司祭マイケル・シャープルックの父親である。彼は仲間と一緒に近在の修道院から材木を奪ってきたのであるが、マイケルの述べる所では「（父に修道士や修道院を良いものだと思ふかと尋ねると）良いと思つてゐるさ。そうでない理由はないからな、と父は言つた。それでは父さんが良いと思つてゐたものを壊してうまい汁を吸おうとしたのはどういふ訳です、と私は尋ねた。父が言うには、わしは何をすべきだつたと言ふのだ。他の者と一緒に修道院が壊された後に何か利益を得ようとしてはいけなかつたのかい。わしが取らなかつたからといって、全ての物が運び去られてしまうのを見なければならぬのだぞ。

それだからこそ、他人がするようにわしもやっただけではないか。⁽²¹⁾

このような俗人の態度が後にプールを悩ませることになるのである。

四

それでは、このような収奪政策に対して何の抵抗もなかったのだろうか。この点については最近、従来考えられてきた以上の抵抗感が教区民にあったことが指摘されている。⁽²²⁾ 国王側の政策に反感を感じた教区では、没収される前に自ら売却してしまったり、また礼拝用具の「保管」のために、信頼できる人間に形式的に売却したり、また秘かに隠蔽して国王側の収奪の手を逃れたり、様々な手段を構じている。しかし、これらの対応は個々散発的で、受動的、消極的なものであり、国王側の政策全体をゆるがす程の運動には至らなかった。

当然、メアリ時代の俗人も、従来の殉教者、亡命者、地下プロテスタント組織というイメージだけでは捉えきれない複雑なものであったと言える。多くの史家が反カトリック的雰囲気の下に描くロンドンでも、カトリック礼拝に反対する騒動が起きたり、一五五四年になっても三〇もの教区でミサやラテン語礼拝が行われていない反面、ジエイン・グレイへの支持がほとんどなく、熱烈なメアリ歓迎があり、メアリ即位の直後には、未だ正式に導入されていないにもかかわらず、政治的配慮もあつたにせよ、自発的に各地区にカトリック礼拝が広まっていったというように、伝統的、カトリック的なものとプロテスタント的なものが共存している都市であった。⁽²³⁾ かつてロラード運動の中心であつたプリストルでも、カトリックの説教師ロジャー・エッジワースが述べたように「あなた方の中で、ある者はミサを聞こうとし、ある者はそう思っていない。ある者は告解をしようとするが、ある者はしようと

しない……ある者は死者のために祈ろうとし、またある者はしようとしなない。私はあなたの方の中にこのような不和を数多く聞くのです⁽²⁴⁾」といった様子であったし、メアリ時代に多くの殉教者を出したコルチェスターでさえも、メアリがジェイン・グレイに対抗して即位宣言をした時には、支援物資をメアリに送っているのである⁽²⁵⁾。そして、各地ともカトリック復活へのまとまった形での反抗は少なかった。内部に二派の分裂を抱えたブリistolにおいても、記録に残るような抗議運動はなく、プロテスタントイズムの影響下にあったとされる商人層や富裕市民もメアリに服した。教会への出席を怠って消極的反抗を示す者もいたが、枢密院にとがめられるとすぐに命に服した⁽²⁶⁾。ただ、ある市民がプロテスタント信仰とミサ出席の間で悩み、遂に七歳の我が子連れて入水自殺をとげたといういたましい例もあった⁽²⁷⁾。

しかし、全体的には教区民間の分裂は、より大きな反抗運動や蜂起に至ることは稀で、その地域社会を完全に分裂させ、麻痺させてしまうものではなかったと言える⁽²⁸⁾。このような不満が蜂起という形をとりにくかったのは、その指導的立場につくべき貴族、ジェントリや指導的市民が国王への服従を選んだことが原因であった。先にも触れたように、ジェントリ達は改革の過程で利益を得ていたし、都市民も反乱による混乱が経済的不利益をもたらすことを恐れた。その上、服従の義務の観念が彼らを捉えていた。この服従の義務の理念は、宗教改革を国家主導進めてゆく上で必要な人々の服従を得るために、常に、様々な手段を用いて国王側から説かれ続けたのであったが、人々の行動を規制する「枷」としてかなり有効に機能したことが指摘されている⁽²⁹⁾。これに対して、服従論に阻まれて、抵抗のイデオロギーを持ち得なかった反抗運動は、こういった指導者が服従に転ずるや否や崩壊へと向かわざるを得なかったのである⁽³⁰⁾。また、教区の教会委員に選ばれたのが、多くは上層市民であり、その地域社会の有力者で

あったと思われ⁽³¹⁾、当然、その各時期の宗教政策への対応も消極的なものとなっただろう。

五

一五五三年のメアリの即位は事態を一八〇度転換することになった。カトリック復活を喜ぶにせよ、悲しむにせよ、再び教会の改修費が必要となった。没収、売却などで失なわれた礼拝用具を再び揃え、祭壇を再建し、白塗りにされ聖書の言葉が記された壁をもとの壁画に戻さなくてはならなかった。しかも、後でも触れるように、かつて略奪された物品の回収は困難を極め、以前に撤去したものの再利用というよりも、むしろ新規購入を意味したのである。ブリストルのクライスト・チャーチでは、書籍代だけで七ポンド以上、その他ルード・ロフト再建に一〇ポンドもの支出となっている。エクセターの聖ペトロック教会でもルード・ロフト再建に一〇ポンド要しているが、その費用の捻出のために教区民が寄付金を出している。⁽³²⁾（そして、これらのルード・ロフトは数年後にはエリザベスの即位によって再び撤去されねばならなかったのである）ただ、この際、再利用できる設備をどれだけ維持していたか、あるいは購入品の質の相異等によって教区毎に支出額には幅があった。同じブリストルでも聖ヨハネ教会では、カトリック信者の教区民が礼拝用具を隠していたので、それをそのまま用いて総額一三ポンド一シリング四ペンスであったが、オール・セインツ教会では、高価な祭服を購入したせいもあって、三二ポンド八シリング八ペンスもの出費となった⁽³³⁾。

これ程の金額を支出し得たのは、おそらくブリストルが裕福な都市であったためである。もっと貧しい教区では、公私にわたる収奪を受けた上に、短期間に何度も多額の出費を強いられたことが、教区民の間に軋轢を引き起こす

ことにもなった。その興味深い例がヨークシャにある。ヨーク効外のイーディングウォルドの教会委員達が、隣村のラスケルの住民に対し教会整備の費用の一部負担を求めた訴えの主教裁判所の記録である。

「イーディングウォルドの教区教会の教会委員たるウムフレイ・ステイブリ、トマス・トレウィット、トマス・リースレイ及びジョージ・テューにより、現在の女王陛下下の即位以降、すなわち、女王の治世第一、二、三年の同教会の修理及び礼拝用具に要された費用。この費用に対してイーディングウォルドの住民は、ラスケルの住民がイーディングウォルドの住民と同じように負担者となることを切に望んでいる。」

以下、支出項目の表が添えられているが、ガラス窓の修理、ミサ本等の購入、鐘の修理、祭服購入、おそらく壁の聖書の文句を白塗りするための石灰、祭壇再建、オルガン修理から器具や祭服の洗濯代に至るまで、支払い先の名前までこと細かく記されている。⁽³⁴⁾ 九二年間の支出総額は一〇ポンド弱で、ブリストルに比べて少額ではあるが、これだけでも隣り合う村の住民達の間に不和が生じた訳である。実際、教会の再整備がかなりの負担で、国王側の要求通りにすることが困難であったことは、一五五五年にノリッジ市の一七教区の教会委員が主教裁判所に呼び出され、必要な礼拝用具の準備ができるか、壁の聖書の文句を消せるかと尋ねられた時、可能であると答えたのは五教区にすぎなかったことからうかがえる。⁽³⁵⁾ エドワード時代に礼拝用具を売却して六〇ポンドの収益をあげたロンドンの聖ポトルフ教会でも、その収益を国王に収奪されてしまった後では、記録に残る限りではカトリック復活に際して五ポンド程の支出をしているにすぎない。⁽³⁶⁾ これでは旧状に復するのは不可能であった。しかも、前の治世の購入の支払いが次の治世まで残ることさえあった。エクセターの聖ペトロック教会では、エリザベス時代になっても、メアリ時代に購入し、もはや不用となったロウソク代を支払っている。⁽³⁷⁾

このような混乱を経て、メアリ時代の教会がどのような状況にあったかを示してくれる史料が、一五五六年五月から七月にかけてプールの命により、主教ホワイトによって行われたリンカン主教区の巡察の報告である。⁽³⁸⁾この巡察は全部で二三八教区を巡り、その範囲もほぼ主教区全体をカバーしている。⁽³⁹⁾その調査内容をまとめたのが別表である。ここからうかがえる顕著な問題点は、メアリ即位後三年を経過しているにもかかわらず、内陣や教会施設が荒廢している教区が極めて多いことである。調査された教会のほぼ六割ほどが何等かの形で修復を必要としているのだが、ここで注目すべきことは、その四割にあたる六三教区がプール自身が所有したり、パトロンであったりして彼の管理下にあったということである。また、同じような立場にあったリンカン主教の管理下にあったものの多さも目を引く。彼ら自身、教会改革を目指しながらその膝下の教会がこの有様であったとは皮肉であり、また、プールがその修理のために金を与えたという記録はわずか一例しかなく、その改善の困難さをも十分にうかがわせる。しかし、リンカンの史料では教会の荒廢の存在は知り得るが、そのほとんどが、“*Cancellum ecclesie est ruinosum.*”といった簡単な記載で、より具体的な内容に触れることは少ない。この点については、一五五七年にアーチデューコン大執事ハープスフィールドによって行われたカンタベリー主教区の二四三教区を巡った巡察が、より詳しい内容を伝えてくれる。調査した全ての教会でミサ祭服や祭壇用の絹の掛け布が整っておらず、四七の教会が祭壇すら持たない状態で、九〇の教会で副祭壇を欠いていた。六〇の教会で祭壇の十字架がなく、四三の教会で祭壇の燭台すらなかった。聖杯や聖皿さえない教会が各々二四、三五もあった。その他、聖水盤のない教会四五、十字架キリスト像のない教会二二、礼拝用書籍のない教会六一、等々、といった状態である。⁽⁴⁰⁾かつてのクランマーの膝下とはいえ、プールの直轄管区が治世半ばを過ぎてこの有様であった。

表・1556年のリンカン主教区巡察記録

I 教会関係

		(管理責任者)	
内陣・教会施設の荒廃	151教区	プール	63
		リンカン主教	24
		国王・女王	3
		俗人	23
		その他教会関係者	2
司祭が欠員	27 ヶ	不明	36
		プール	10
		国王・女王	1
		リッチフィールド主教	1
		俗人	9
(収入の乏しさのために 欠員である教区)	10 ヶ	不明	6
		プール	5
		俗人	5
不在任	8 ヶ		
妻帯聖職者	9名	服従者	6
		(内、聖務機能回復者	3)
		逃亡者	3
聖職売買	3件		
告解を受けずに聖餐を与えた司祭	4名	全員服従	
四旬節に肉食した司祭	1 ヶ	服従、侮俊	

II 俗人関係

告解・化体説等の否定	12名	服従者	9
		海外逃亡	2
		火刑	1
カトリック的儀式批判	4 ヶ	服従	3
		逃亡	1
「宗教的理由」による逃亡	3 ヶ		
ロウソクの奉献拒否	3 ヶ		
行列への不参加	4 ヶ	全員服従・侮俊	
四旬節の肉食	10 ヶ		
祭日の労働	2 ヶ		
教会不出席	5 ヶ		
教会財産の私用・収奪・破壊	11件	服従	4
		逃亡	1
元修道女との結婚	3 ヶ	全員服従・離婚	
姦通	7 ヶ		
私生児出産	8 ヶ		

こういった回復の遅れは、先に没収、略奪された教会財産の回収の困難さによっても助長された。リンカンの記録でも、個人による取得や教区ぐるみでの教会財産売却であったり、ジェントリによる買収、略奪や占有、等々うかがえるが、この問題は単に教区教会レベルにとどまるものではなく、プールのカトリック復活の企てを根底から揺るがす大きな政治的問題でもあった。ローマとの和解や異端法の復活といった政策を可能にするには、ヘンリー時代以来俗人の手に渡った修道院財産等の返却を求めることを断念することが必須の条件だったのである。⁽⁴¹⁾ 宗教的に保守的な者であっても、大は元修道院領から小は教区教会の礼拝用具に至るまで、ひとたび手にした利益を手離すのを拒否したことは先にも述べた通りである。リンカンでも教会財産に関する訴え一一件のうち、返却したと明記されているのは一名にすぎない。また、レクトリーを買収した俗人は、当然そこからの収益を期待していたため、その教会の整備は意に介さない傾向が強かった。リンカンでも、内陣も墓所も荒れ、礼拝用具すらなかったビレスデン教区や、荒廃してけもの徘徊していたノートン教区のように、俗人によって買収された教会のほとんどが荒廃していた。

結局、リンカン主教区では、この巡察記録でも「修理がなされた」という記載のあるものは七件にすぎないように、かなりの教区がメアリ時代を通じて何ひとつ礼拝用具を持たないままエリザベス時代を迎え、また墓石を祭壇に利用した教会すらあったことが後に報告されている。⁽⁴²⁾ これでは、いくら人々がカトリックの礼拝に従おうとしても、かつての姿を再現することは不可能であった。しかし、これらの教会の整備こそがカトリック復活の必要条件であったのである。

次に問題となるのが、欠員であったり、不在任であったりして、聖務を行う者がいない教区がかなりの数にのぼ

するという点である。しかも、ここでも、欠員教区のうち、三分の一以上にあたる一〇教区がプールの管理下の教会であつた。しかし、この問題は単にパトロネジ保有者の怠慢からのみ生ずるものでもなかった。禄自体の貧弱さから、誰もその禄を受けることを望まず、何年も欠員のまま放置されることも多かつたようである。リンカンでも欠員の三分の一の一〇件までが、その収入の乏しさを理由にあげている。バッキンガムシャのダントン教区では、その貧しさ故に牧師補キエフレイトすら雇うことができなかった。しかもこの点でも、一〇件のうち五つがプールの管理下にあり、単に皮肉とばかり言えない、彼の抱えた問題の根の深さとその解決の困難さをうかがわせる。あとの五つは俗人の手にあつたが、先にも触れたように、俗人はそこから自らの利益を得ようとしたため、教区司祭ヴィカーへまわす給与はわずかなものであることが多かつたことが指摘されている⁽⁴³⁾。また欠員とならなくとも、その収入の乏しさや荒廃のために、十分な聖務が行えない状況に置かれていた教区もあつた。この禄の貧しさという問題は、急激なインフレの時期と重なることにより、経済状態が悪化した小額の聖職禄受領者や固定給の教区司祭に、生活維持のために兼任を余儀なくさせ、不在任を新たに生み出すことにもなるのである⁽⁴⁴⁾。しかし、何といつても欠員を改善し得なかつた第一の原因は、おそらく、宗教改革の開始と共に顕著となり、当時慢性化していた聖職者の絶対的な不足であつた⁽⁴⁵⁾。もちろん、しかるべきカトリック司祭の不在ということも問題の解決をより困難にしたと思われる。

この他、まだ妻帯を続けていた聖職者、聖務怠慢、聖職売買シモニーア、等々、聖職者をめぐる問題が数多く報告されているが、いずれをとつてもプールの理想とは程遠いものであつたと言えるだろう。まさに彼は「ヘラクレスのような仕事」に直面していたのであつた⁽⁴⁶⁾。

教区民の方へ目を向けてみると、この時代によく見られた問題が並んでいる。化体説や告解の意義を否定する者、

ロウソクの奉獻を拒否する者、教会財産の取得、元修道女との結婚（修道院解散後に認められていたが、メアリ時代に於て不法なものとされた）、姦通、等々である。また、教会内で牛を飼育していた者が告発されているが、教会の荒廢ぶりと俗人による教会占有の様子がうかがえて興味深い。しかし、ここでは摘発された者のほとんどが国王側に服従している点に注目すべきであろう。「次の日曜日に、祭壇の前で公に教区民の面前で、秘密告解を為す」ように命じられ、また「市場で、手にロウソクを持ち、素足で、帽子をかぶらずに侮俊の意を表明」するのである。この服従的態度こそが、その前後の国王達と同様に、プールも求めたものであり、また、人々に求め得た限界でもあった。それ以上は心中に秘めた良心の領域であった。ここで、プールをはじめとするいわゆる「迫害者」達が、必ずしも迫害をのみ望んだものではなかったことが注意されなくてはならない。⁽⁴⁷⁾多くの殉教者を出したロンドン主教区でも、その背後に多くの棄教者、服従者がいた。一五五四年一月から翌年三月までの五箇月間の四七〇名の公判記録のうち、殉教者は三名だけであったし、ミサを否定した廉で告発された者九〇名中、自ら罪状を認めたのは六名にすぎなかった。⁽⁴⁸⁾このリンカンの記録でも、宗教イデオロギー関係の罪で摘発された四三名のうち、処刑されたのは一人だけで、逃亡者も四人にすぎない。

従つて、この記録にプロテスタンティズムの浸透の姿を見ることはふさわしくないだろう。むしろ、宗教改革の開始以来説かれ続けてきた「服従の義務」の理念の強さ、エドワード時代のプロテスタント化の脆弱さなどがうかがえるように思われる。

しかし、「服従」と積極的なカトリック信仰ともまた別のものである。当時の人々が従来考えられてきた以上に保守的であったとしても、この激しい宗教状況の変化は人々の宗教に対する意識を変えずにはおかなかっただろう。

目に見える形で、しかも経済的負担を伴ったの教会の変貌は、聖職者の説く教義の変化以上に宗教改革の存在を印象づけ、人々は、もはや宗教とは唯一不変のものではなく、変化するものであるという現実に当惑することになったに違いない。この当惑の反映を当時の遺言状に見ることができる。すなわち、プロテスタント的要素とカトリック的要素の混在した遺言状の存在である。「私は私の魂を全能の神にして私の創造主にゆだね、その息子にして私の救い主イエス・キリストに、私を彼の慈悲の下に置かれるようお願いいたします」とプロテスタント的な魂の救済を求めながら、葬儀の際に、司祭が「私の魂のためにミサをとり行って祈ってくれよう」⁽⁴⁹⁾求めているのである。⁽⁴⁹⁾このような例が各地で報告されているが、⁽⁵⁰⁾こういった遺言状は、その書かれた意図が、本心からであるにせよ、本心を隠すためのものであったにせよ、当時の人々の屈折した心理を示すものと言えるだろう。

メアリの治世が五年で幕を閉じ、再び教会の状況が一変した時、このような状況に追い打ちをかけることになった。エリザベス時代に各地で報告される教会でのカトリック的要素の根強い残存は、⁽⁵¹⁾単に保守的な教区であったというだけでなく、経済的疲弊もその一因であらうし、次の変更がまたやって来るかもしれないという不安が改修の手を鈍らせることになったとも考えられる。この時、彼らが「宗教では、多くの人がするようにするのが安全である」と考えるようになったとしても当然であらう。⁽⁵²⁾しかし、人々が教会の変化に合せて、自らの信仰も変え得たとは考えにくい。当然、ここに信仰と服従の矛盾が生ずることになるが、この矛盾は、おそらく教会財産の取得の際に見られた信仰と世俗的利益との矛盾と共に、矛盾のまま残され、この後の時代の宗教意識を形成してゆくことになるだろう。

しかし、真のカトリック信仰の復活を願うプールの望んだのはこのような人々ではなかった。教義よりも政治的

経済的利益を求めたヘンリーや現世的利益のためにプロテスタンティズムを利用したノーサンバランド公と違って、カトリックの「精神」の復活を考えたプールにとっては、単なる服従では意味がなかった。そこには精神的な成果は期待し得ないのである。その上、このような屈折した人々をカトリック信仰へ引き戻すべき教会は、先に述べたような有様であつた。

このように、プールの直面した問題は、おそらく彼が初めて考えていた以上に深刻であつただろう。カトリック復活の基盤となるべき教会はエドワード時代のプロテスタント化や収奪の後遺症に苦しんでおり、その改善は、プール自身の管理下の教会すらままならぬ程の人的、物的な障害に阻まれて、即座に成し遂げられるものではなかった。これでは望ましい形でのカトリック礼拝の復活は期待し得なかった。さらに、この時期の聖職者不足やしかるべきカトリック司祭の不在といった聖職者をめぐる問題もからんで、より錯綜した様相を呈することになつただろう。

教会をめぐる俗人達も、ローマとの断絶を経て、プールが考えた以上に世俗的利益に囚われており、教会の正常化を阻んだ。また、より平凡な教区民も当惑と不安によって屈折した感情を抱くようになっていたのである。これら全てを解決するには、プールに許された時間はあまりに短かかったのである。結局、プールの計画は、ローマとの分裂がもたらした混乱から抜け出ることができず、頓挫を余儀なくされたのだと言えよう。

エリザベスが引き継いだ教会とは、まさしくプールが苦闘したこの教会であつた。その上、彼女自身の即位により、その混迷はより深まっていた。エリザベスは、これらの教会をめぐる様々な問題をひとつひとつ解決してゆくことによって、自らの教会を確立してゆかなければならなかつたのである。

- (1) Powick, F. M., *The Reformation in England*, London, 1941, p. 1.
- (2) 近年のインペリアル宗教改革の研究史について Haight, C., 'The Recent Historiography of the English Reformation', *Historical Journal*, 25 (1982), pp. 995-1007 を参照。
- (3) Bindoff, S. T., *Tudor England*, Harmondsworth, 1950, pp. 181-182.
- (4) 一五三六年の勅令' 第八頁° Williams, C. H. (ed.), *English Historical Documents*, V, 1485-1558, London, 1967, pp. 805-808 所載。
- (5) 例えに' 一五三八年の勅令' 第二一頁 (ibid., pp. 811-814)°
- (6) 一五五四年三月四日の布告の日本語訳は' Hughes, P. L. and Larkin, J. F. (eds.), *Tudor Royal Proclamations*, New Haven, 1969, Vol. II, pp. 35-38 参照。
- (7) Dowling, M. and Shakespeare, J. (eds.), 'Religion and Politics in mid Tudor England through the Eyes of an English Protestant Woman: the Recollections of Rose Hickman', (Notes and Documents), *Bulletin of the Institute of Historical Research* (以下 BIHR を略す) LV (1982) pp. 99-101.
- (8) Schenk, W., *Reginald Pole, Cardinal of England*, London, 1950, pp. 143-144.
- (9) Hughes and Larkin (eds.), *op. cit.*, p. 37.
- (10) Betsey, J. H., *Bristol Parish Churches during the Reformation c. 1530-1560*, Bristol, 1979, p. 10.
- (11) Hughes, P., *The Reformation in England*, London, 1950-54, II, p. 159.
- (12) Pollard, A. F., *The Political History of England, 1547-1603*, London, 1910, pp. 73-74.
- (13) Nichols, J. G. (ed.), *Chronicle of the Grey Friars of London*, Camden Society, 1852, rep. 1968, p. 77.
- (14) Scarisbrick, J. J., *The Reformation and the English People*, Oxford, 1984, p. 84.
- (15) Betsey, *op. cit.*, pp. 11-12; Maclean, J. (ed.), 'Inventories of, and Receipts for, Church Goods in the County of Gloucester and Cities of Gloucester and Bristol', *Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, X (1887-8), pp. 89-91.
- (16) Atkinson, A. G. B., 'Reformation Changes in a City Parish', *English Historical Review*, XI (1896), pp. 524-525.

- (17) Houbrooke, R., *Church Courts and the People during the English Reformation, 1520-1570*, Oxford, 1979, p. 153;
Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 94-95; Betsey, *op. cit.*, p. 12; Oxley, J.E., *The Reformation in Essex to the Death of Mary*,
Manchester, 1965, p. 173.
- (18) *Ibid.*, pp. 173-174.
- (19) Palliser, D. M., *The Reformation in York, 1534-1553*, York, 1971, p. 15; *id.*, *Tudor York*, Oxford, 1979, p. 237.
- (20) Oxley, *op. cit.*, pp. 252-253.
- (21) Dickens, A. G., *Lollard and Protestants in the Diocese of York, 1509-1558*, Oxford, 1959, p. 208.
- (22) Scarisbrick, *op. cit.*, ch. 5.
- (23) ロンズヘドの『年代記』の文獻を参照しよう。Nichols (ed.), *Chronicle of the Greg Friars*; *id.* (ed.), *The Chronicle
of Queen Jane, and Two Years of Queen Mary*, Camden Society, 1850, rep. 1968; *id.* (ed.), *Diary of Henry Machyn,
Citizen and Merchant-Taylor of London*, Camden Society, 1848, rep. 1968.
- (24) Edgeworth, R., *Sermons very fruitful, godly and learned* (1557), sig. Egg iv, quoted in Powell, G. K., *The Marian
Martyrs and the Reformation in Bristol*, Bristol, 1972, pp. 8-9.
- (25) Nichols (ed.), *Chronicle of Jane and Mary*, p. 112.
- (26) Powell, *op. cit.*, p. 16.
- (27) Nichols, J. G. (ed.), *Narratives of the Days of the Reformation*, Camden Society, 1859, rep. 1968, p. 31.
- (28) エンサター『年代記』の『神聖な歴史』を参照しよう。MacCaffrey, W. T., *Exeter, 1540-1640*, 2nd. ed., Cambridge Mass.,
1975, pp. 188-190 参照。
- (29) 国王への服従の義務の理念については Baumer, F. Le van, *The Early Tudor Theory of Kingship*, New Haven, 1940,
rep. 1966; James, M. E., 'Obedience and Dissent in Henrician England: The Lincolnshire Rebellion 1536', *Past &
Present*, 48 (1970); Jones, W. R. D., *The Tudor Commonwealth, 1529-1559*, London, 1970; Fletcher, A., *Tudor Rebellion*,
2nd ed., London, 1973 等を参照しよう。
- (30) James, *op. cit.*, p. 29.
- (31) 例えば、エンサターの聖ベトロ・ロック教区では、後に市長や州長官に選ばれた者が多い (Dymond, R. (ed.), 'The History of the

- Parish of St. Petrock, *Transactions of the Devonshire Association*, XIV (1882), pp. 402-92.)³²
- Ibid.*, pp. 456-459; Betney, *op. cit.*, pp. 15-16.³³
- Ibid.*, p. 15.³³
- Borthwick Institute of Historical Research, Casework, Archbishopal Courts, G. 608, printed in Sheils, W. J. (compiled), *The Reformation in the North to 1558*, York, 1976, no. 10.³⁴
- Houlbrooke, *op. cit.*, p. 116.³⁵
- Atkinson, *op. cit.*, p. 526. ホールブルックもメアリ時代の教会整備の遅れの原因を第一に教区財政の窮乏に求める
(Houlbrooke, *op. cit.*, p. 167)³⁶
- Dymond (ed.), *op. cit.*, p. 457.³⁷
- Printed in Strype, J., *Ecclesiastical Memorials*, Oxford ed., 1822, III pt. ii, pp. 389-413, from "Foxii Mss."³⁸
- 当時のリンカン主教区の範囲は「リンカンシャー、レスターシャー、ノーサンブロンシャー、ヨークシャー、ランカスター、ノーフォーク、グロスター、ハンプシャー、ノーフォーク、グロスター、ハンプシャーの六州である」³⁹
- Hughes, *op. cit.*, II, p. 237.⁴⁰
- 元教会領の扱ひの問題は「メアリと貴族層の間にも不信を生み出した (Loades, D. M., *The Oxford Martyrs*, London, 1970, pp. 145-146; id., *The Last Years of Cuthbert Tunstall, 1547-1559*, Durham, 1973, p. 14)⁴¹
- 一五六六年に「一五三教区を調査したうち」「一〇教区も礼拝用具が全くなく」「四九教区が不備ばかり」と (Hughes, *op. cit.*, II p. 239)⁴²
- Pogson, R. H., 'The Legacy of the Schism: Confusion, Continuity and Change in the Marian Clergy' in Loach, J. and Tittler, R. (eds.), *The Mid-Tudor Polity c. 1540-1560*, London, 1980, pp. 128-129.⁴³
- Ibid.*, p. 129; id., 'Revival and Reform in Mary Tudor's Charch: A Question of Money', *Journal of Ecclesiastical History*, xxv (1974), pp. 251-252; Hodgett, G. A., *Tudor Lancashire*, Lincoln, 1975, p. 179.⁴⁴
- 聖職者不足のことばは「Bowker, M., 'The Henrician Reformation and the Parish Clergy', *BHHR* L (1977); Hughes, *op. cit.*, III, p. 53; Pogson, 'The Legacy of the Schism', p. 129 等々参照のこと」⁴⁵
- Schenk, *op. cit.*, p. 144.⁴⁶

- (47) 本稿でメアリ時代の宗教迫害について詳しく論ずる余裕はないが、迫害者とされるプール、ボナー、ガードナーの迫害に対する態度については、次の文献を参照のこと。Schenk, *op. cit.*, pp. 151-154; Alexander, G., 'Bonner and the Marian Persecutions', *History*, LX (1975), pp. 377-378; Muller, J. A., *Stephen Gardiner and Tudor Reaction*, London 1926, rep. 1970, pp. 268-269.
- (48) Alexander, *op. cit.*, pp. 383-385; Jagger, A. M., 'Bonner's Episcopal Visitation of London, 1554', *BHR*, XLV (1972), p. 309.
- (49) Zell, M. L., 'The Use of Religious Preambles as a Measure of Religious Belief in the Sixteenth Century', *BHR*, L (1977), pp. 248-249.
- (50) Dickens, *op. cit.*, p. 220; Oxley, *op. cit.*, pp. 259-260.
- (51) モーニングヤベは「一五七七年の巡察の際に、まだ聖像や祭壇を撤去せずに、カトリックの礼拝を続けている教会があった (Parvis, J. S. (ed.), *Tudor Parish Documents of the Diocese of York. A Selection with Introduction and Notes*, Cambridge, 1948, pp. 26-27)° サヤックスでも多くの教会が「再び〃〃〃が始められるのを待つ」聖杯を保持しつつた (Palliser, D. M., 'Popular Reactions to the Reformation during the Years of Uncertainty, 1530-70', in Heal, F. and O'Day, R. (eds.), *Church and Society in England: Henry VIII to James I*, London, 1977, p. 44)°
- (52) Stone, L., *The Causes of the English Revolution 1529-1642*, London, 1972, p. 81. 引用はウィリアム・パーキンスの *Foundation of the Christian Religion* (1595) より。